

独立行政法人中小企業基盤整備機構契約監視委員会設置要領

平成21年12月11日
要領21第35号
要領26第71号
改正 要領27第30号
改正 要領令6第19号

(趣旨)

第1条 本要領は、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）及び「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）並びに「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号）及び「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（平成18年5月23日閣議決定）に基づき、独立行政法人中小企業基盤整備機構契約監視委員会（以下「委員会」という。）の組織、委員、会議、事務局その他設置に関して必要な事項を定めるものである。

(委員会の設置)

第2条 独立行政法人中小企業基盤整備機構本部に委員会を設置する。

(委員会の所掌事務)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事務を行う。

- 一 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」に基づき、調達等合理化計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、これに関連して、法人の長が定める基準に従い、個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要を公表すること。
- 二 「公益法人に対する支出の公表・点検の方針について」（平成24年6月1日行政改革実行本部決定）に基づく支出の点検及び見直しに関すること。
- 三 契約担当役が締結した公共工事（政府調達に関する協定（平成7年12月8日条約第23号）の対象工事を除く。）の契約における入札及び契約手続に係る再苦情処理を行うこと。
- 四 補助金交付等及び競争参加資格停止措置に係る苦情処理手続要領（要領18第8号）第10条に係る再苦情処理を行うこと。
- 五 前各号の他、第1条の趣旨に則り委員会が必要と認める事項。

(委員会の構成)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員により構成する。

- 一 外部有識者 3名以内
- 二 監事 2名以内

(委員会の委員及び任期等)

第5条 前条第1号の委員（以下「有識者委員」という。）は、公正中立の立場で客観的に入札及び契約についての審議その他の事務を行うことができる学識経験等を有する者のうちから、理事長が委嘱する。

- 2 有識者委員の任期は、1年間とする。ただし、有識者委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 有識者委員は、再任することができる。
- 4 委員の氏名及び職業は、これを公表する。

(委員長)

第6条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故等があり、委員会に出席することができないときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(定例会議)

第7条 第3条第1号及び第2号並びに第5号の事務に係る会議（以下「定例会議」という。）は、理事長が招集し、原則として年2回、開催する。

2 定例会議は、委員総数の過半数の出席がなければ、開催することができない。

3 定例会議は非公開とし、定例会議の議事概要は、これを公表する。

4 定例会議の議事は、出席した委員の多数決をもって決し、可否同数のときは、委員長（前条第3項に規定する者を含む。）の決するところによる。

5 緊急やむを得ない事情があり、定例会議の開催が行えない場合には、委員長は、議事に係る書類の回覧をもって、開催に代えることができる。

(再苦情処理会議)

第8条 第3条第3号及び第4号の事務に係る会議（以下「再苦情処理会議」という。）は、再苦情の申立てがあったときには、却下すべき場合を除き、理事長が招集し、開催する。

2 委員会は、前項に係る審議を終えたときは、意見書を作成し、その結果を理事長に報告するとともに、公表を行う。

3 前項の報告は、再苦情の申立てがあった日から概ね50日以内に行わなければならない。

4 前条第2項から第5項までの規定は、再苦情処理会議においても準用する。

(委員の除斥)

第9条 委員は、第3条の事務に関しては、自己又は3親等以内の親族の利害に関係のある議事に加わることができない。

(秘密を守る義務)

第10条 委員は、第3条の事務を処理する上で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(委員会の庶務)

第11条 委員会の庶務は、財務部調達・管理課が行い、関係部署と協力して処理する。

附 則

この要領は、平成21年12月11日から施行する。

附 則（要領26第71号）

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（要領27第30号）

この要領は、平成27年7月27日から施行する。

附 則（要領令6第19号）

この要領は、補助金交付等及び競争参加資格停止措置要領（要領17第2号）の一部を改正する要領（要領令6第17号）の施行の日から施行する。